

平成20年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成20年9月9日（火）

新宿区みどり土木部みどりの推進審議会

平成20年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成20年9月9日(火)

午後1時14分～午後3時19分

本庁舎6階 第三委員会室

1 開 会

2 審 議

- (1) 保護樹木等の指定及び解除について
- (2) みどりの基本計画の改定について
 - ・ みどりの配置方針の見直しについて
 - ・ 重点的な取組みについて

3 連絡事項など

4 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会(第9期)委員名簿
- 2 保護樹木の指定及び解除について
- 3 新宿区みどりの基本計画 みどりの配置方針
- 4 新宿区みどりの基本計画 重点的な取組み

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則(抜粋)・新宿区みどりの基金条例

参考 新宿区みどりの基本計画(回収資料)

参考 みどりの実態調査報告書(第6次)(回収資料)

参考 新宿区基本構想 新宿区総合計画(回収資料)

審議会委員 15名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	岸 田 省 吾	委 員	斉 藤 馨
委 員	渋谷 桂 子	委 員	吉 川 信 一

委員 武山昭英
委員 北村幸夫
委員 近藤惠美子
委員 高橋良孝
委員 藤田茂

委員 秋山文子
委員 小林辰男
委員 阿部善三郎
委員 土屋正

◎はじめに

みどり公園課長 それでは定刻より若干早うございますけれども、ただいまから平成20年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席をいただきましてまことにありがとうございます。私、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の柏木でございます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

本日、傍聴を希望される方がお1名おいでになっています。通信社の方ですけれども、本日の審議の内容から、公開しても支障ないと思われますので、公開とさせていただきます。委員の皆様方の御了承をお願いいたします。

それでは、今回、区の内部的な事情で、急遽、また変則的な時間の開催となりましたことを、まず冒頭におわび申し上げます。

また、本日のこの会議の運営でございますけれども、本審議会の終了予定は15時15分とさせていただきますと存じます。進行につきまして、皆様方の特段の御協力をお願い申し上げます。

なお、マイクの使用方法について、再度御確認をさせていただければと存じます。発言の際には、お手元の機械の4番を押して御発言いただきまして、終わりましたら、まことに申しわけございませんが、5番を押していただければと存じます。よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願い申し上げます。

◎開会

熊谷会長 それでは、これより平成20年度第1回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に事務局より、本日の出席状況についてお願いをいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。

本日、渋谷委員が20分ほど遅くなるという御連絡をちょうだいしてございます。そのほかの委員、御出席いただいておりますので、15名中14名の出席が、現在されているということで、審議会については成立していることを御報告申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、皆様のお手元にごございます資料について御説明をいたします。

お手元にお配りをしております資料の御確認をお願いいたします。

資料1といたしまして、みどりの推進審議会第9期の委員名簿がございます。

資料2といたしまして、保護樹木の指定及び解除について。

資料3といたしまして、新宿区みどりの基本計画、みどりの配置方針。

資料4といたしまして、新宿区みどりの基本計画、重点的な取組みでございます。

なお、参考といたしまして、新宿区みどりの条例並びに同施行規則の抜粋、基金条例、現行のみどりの基本計画、並びにみどりの実態調査（第6次）、新宿区基本構想をお手元にお配りしてございます。

資料の不足されている委員、ございましたら御連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、資料を御確認いただいたようでございますので、審議に移らせていただきます。審議事項は「保護樹木等の指定及び解除について」、それと「みどりの基本計画、みどりの配置方針の見直し、重点的な取組みについて」でございます。

では最初に、「保護樹木等の指定及び解除について」、事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づきまして御説明をいたします。担当の職員によりまして映像を交えて御説明をさせていただきます。申しわけございません。室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 それでは、保護樹木等の指定及び解除について御説明いたします。担当の児玉と申します。よろしくお願いいたします。

資料2にまとめてございますが、今回は平成20年4月1日から8月31日までの期間に保護樹木の指定申請が2件12本、保護生垣指定が1件、17m、また保護樹木の解除申請が4件、6本ございました。

では、初めに指定同意書が提出されている樹木について御説明いたします。映像を御覧ください。

まず、中落合3丁目の個人宅において、サクラ2本の申請がございました。当初、サクラ4本の相談がございましたが、うち1本は2項道路の後退により存続が難しく、もう1本は

隣地との境界の際に植わっておりまして、樹型が大きく乱れていたことから、保護樹木の指定対象外とし、庭に植わる2本のサクラの申請を受理いたしました。幹回りが1.4mと1.8mとあり、樹勢も良好です。

次に、白銀町の集合住宅より10本の申請がございました。こちらはもともとJRの社宅がありましたが、平成14年に売却され、新たに集合住宅が建てられた物件になります。申請された10本はJRのころから所有していた樹木です。ヒマラヤスギの申請は7本ございます。隣地との境界に4本、道路境界に3本ございます。幹回り1.3mから1.7mあり、高さ20mを超える樹木もございます。

同敷地内で、ヤマザクラ1本、ソメイヨシノ3本の申請もございましたが、うち1本のソメイヨシノが病気にかかっておりまして、今後の存続が難しいと判断したことから、サクラの指定は全部で3本となっております。幹回り1.7mから2.3mと非常に立派な樹木となっております。

次に、保護生垣の指定同意書が提出された樹木について御説明いたします。西落合3丁目の個人宅でございまして、長さ17mのベニカナメモチの生垣が申請されました。写真は剪定した直後の7月に撮影されたものです。この場所は新青梅街道の角地にあり、地域の視覚的効果も高く、管理も適切に行われていると判断できることから指定申請を受理いたしました。

なお、今回は保護樹木の指定申請はございません。

次に、保護樹木等の指定解除について御説明いたします。今回、解除の申請は4件、6本ございました。

まず、下落合2丁目よりアカシデ1本の解除申請が提出されました。場所は大谷石の擁壁の上に植わっており、新築工事に伴い擁壁工事を行わなければならないとのことでした。移植等の協議は行いましたが、樹高20m程度と移植が大変困難であるという申し出があったことから、申請を受理したものです。

次に、新宿6丁目のお寺より2本の解除申請がございました。スダジイについては幹の内部が空洞となっております。住宅と近接していることから、強風等により倒木するおそれがあった関係で解除の申し出があったものです。

同敷地内で、ケヤキについても申請がございまして、こちらは根腐れしていたことから、枝が落ちたりと、来客者へ危険が及ぶおそれがあったため、既に伐採されていたものです。

なお、当該敷地には、ほかに13本の保護樹木があり、所有者はこれらについて長く残していきたいとの申し出がありました。

次に、原町1丁目のサクラです。こちらは空洞の部分をもともとモルタルで埋めるなど、所有者みずから対策を行っていましたが、幹内部の大半が腐朽していることが新たにわかり、強風等に耐えられる状況ではないため、解除が申請されたものです。

次に、信濃町のケヤキ2本の解除の申し出についてです。こちらは3年前に近隣への迷惑にならないようにと、所有者が枝の大部分を剪定した結果、その後、芽はふくものの、出た枝がすぐに折れたり、枯れたりを繰り返して、皮がはがれ、幹も大きく裂けてきたということで、倒木の恐れが出てきたため、解除の申請が出されたものです。

今回、解除申請が出された樹木は、最初の1本は擁壁工事のため緊急を要しておりまして、その他5本についても、既に枯死しており、倒木のおそれがあったことなどから、既に解除手続きを行っております。

以上でございます。

みどり公園課長 ただいま御説明をいたしました保護樹木でございます。これを御承認いただきますと、前回の審議会の際に御報告した数量と比べまして、保護樹木については6本増えることになりまして、1,032本になるものでございます。

また保護生垣につきましても、17m増え、1,220mとなるものでございます。

なお、今回、新宿区の広報にみどりの事業に関するコラム記事、特集記事など載せてございます。そうしたこともあったのでしょうか、このところ、この保護樹木に関する相談数が従来に比べて増えてきてございます。そういった中で、今回の保護樹木の指定につながったのではないかと考えてございまして、今後とも一層の周知と、私どものいわゆる営業活動なども進めていきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明に対して、何か御質問なり御意見がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。斉藤委員。

斉藤委員 新規については、そういうプロモーションがあつて結構かと思ひます。

ちょっと教えてほしいんですけども、解除について、腐朽とか根腐れで危険な状態になったというのは、「枯死」というふうに呼ぶんですか。死亡の定義というんですか。つまり、こういうことをまた広報で出すと、枯死しない限り解除できないのかとか、そういうふうなことがあるので、どういう段階で枯死というふうに言うのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

事務局 事務局の小菅と申します。よろしくお願いたします。

今、斉藤委員のほうから「枯死」の定義ということで御質問いただきました。私ども、枯死というのは、純粹に見て、樹木が枯れている状態ということで判断しております。つまり、今の時期ですと、樹木は枝が伸びて、緑の葉っぱが出ている——ついているというんですかね——はずなんですけれども、葉が出ていない、あるいは枝をちょっと触ってみるとポキッと折れてしまうような、そういったものは一目瞭然、これは枯れているなというふうに判断しております。

ただ、一方で、枝葉が一部生きていても、幹に大きいうろができていますものですか、あるいは根っこ、土側の幹の部分がグズグズというんですかね、完全に柔らかく腐っているものなんかもございます。こうしたものにつきましては、ああ、これはもう長くないな、もう枯れるなというふうに判断しまして、枯死という形で、枯れるというところで判断させていただいております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

熊谷会長 よろしいですか。

斉藤委員 うちの専攻の学生でも、サクラの並木の腐朽とか研究している学生もいるんですけれども、安全との兼ね合いでいろいろ大事になる前というあたりの判断が非常に難しいと思うんですけれども、それを含めて、一律に枯死、枯死と書かれると、説明で腐朽で危険だとか、そういう判断がされたという、同意されたということだと思ってしまうんですけれども、その辺、残したほうがいいのかなのかなというのがちょっと素朴な疑問です。

事務局 少し補足させていただきます。

今、御質問になりましたとおり、私どものほうも、例えば樹木が倒木するとか、あるいは枝が落ちて、それが下を通行する方等に当たることを非常に危惧してございます。つまり区民の人命や財産に、そういった大きな影響を与えてしまうことは未然に防ぎたいというふうに考えてございます。そうした中で、樹木が枯れているものにつきましては、これは解除せざるを得ないな、所有者の気持ちを考えれば、なおさらだなというところがございます。

みどり公園課長 先ほど斉藤委員のお話ですと、全部一くりに枯死と表現するのはいかなものかという御指摘ではないのかなというふうに考えてございます。そういった中で、今後、分類する際も、一言で枯死という表現ではなく、例えば樹勢が衰えている、あるいは枝落ちや倒木による危険の防除、そういったような、もう少し丁寧な分類の仕方については、今後、そういった分類による御説明、また統計についても心がけていきたいというふうに考えてご

ございますので、よろしくお願い申し上げます。

熊谷会長 ほかにございますか。岸田委員お願いいたします。

岸田委員 質問です。最初の中落合3丁目のサクラで、4本申請があったんですけども、そのうち2本指定をしなかった。そのうちの1つが、細街路のことですかね、2項道路にかかっているので指定しなかったと。この指定樹木のある種、条件の中に道路上の樹木は入らない、指定できない、そういうようなことでございますか。

熊谷会長 課長、お願いいたします。

みどり公園課長 保護樹木について、必ずしもどこでということではないんですけども、道路上になりますと、本来的に個人所有のものが道路にあるということが、適切ではないものですから、現実といたしまして、私ども道路上のものについては保護樹木の認定はしてございません。

ただ、それとは別に、明らかに所有者がはっきりしないで、区道上に、路傍樹のような形で出てきているケースはございます。そういったものについては、区の街路樹といいましょるか、それに準じた扱いで、これについては区のほうで適切な管理をしているというような状態でございます。

岸田委員 引き続いてよろしいですか。

熊谷会長 どうぞ。

岸田委員 今、所有者の違いで指定するか、しないかということだったんですが、樹木自体は別に所有者の名札がついているわけでもないのので、街路樹は当然指定の対象になりますよね。積極的に、こういうものも、いい樹木であれば道路上の計画に、整備計画のほうにかかっていたとしても、指定してもいいのではないかなと思いました。

みどり公園課長 ただいま、お話がございましたように、ちょうど、今年といえますか数カ月前の実例でございますけれども、実は2項道路のところにかかっている大木がございました。それが建築に伴って擁壁を移設するということになりました、ほんとに敷地の角にあったものですから、移植をしなければ擁壁が建たない、かといって移植するには大き過ぎてなかなか動かせないというような樹木がございました。いろいろ建築基準法上の問題はございましたけれども、今回のケースは、若干根っこは道路上に出ているもやむを得ないということで、非常に特殊な例として、擁壁のほうが若干道路に飛び出ているような処理をさせていただいて、3本でしたか2本残したケースもございます。

今後、そういった部分についても、余りしゃくし定規にやらないで、みどりを残すという

観点から何ができるのか工夫をして、できるものは残していくような取組みをしていきたい
など思っております。

熊谷会長 ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員 ちょっと質問なんですけれども、1本の木で、枝が枯れて落ちたりするふうになっ
ていても、同じ木で、違う枝は青々と茂っている場合、そういうのは、いずれは枯死する運
命の木なんですか。質問なんですけれども。

事務局 樹木によって枝が2つに分かれていて、片方が枯れて、片方がちゃんと生きている場
合、その木は枯れてしまうかということなんですけれども、例えば枯れている枝を切りまし
て、そこにきちんと癒合剤というような、切り口からばい菌が入らないような処理をきちん
とすれば、大抵の樹木はその後も残ると思います。

近藤委員 自然にしていれば、寿命でだめになっちゃうものですか。

事務局 どうしても大きな枝を切りますと、その切り口が結構上を向いていることがあるんで
すね。そうすると、その切り口から雨と一緒にいろいろな菌が入ってしまう可能性があるの
で、その切り口が大きく、また上を向いていけば向いているほど、一概に言えませんが、
病気になる可能性というのはあるかと思えます。

近藤委員 でも、そういう場合は、枯死と見なされるんですか。

事務局 いえ、そうはしません。残っている枝が、きちんと生きていくのであれば、それは保
護樹木として、枯れたというふうには考えてございません。

近藤委員 そうですね。わかりました。

熊谷会長 小林委員、お願いいたします。

小林委員 意見を1点申し上げたいと思います。

今、指定とか、解除とか、枯死についていろいろ御意見が出でございました。私はこう考え
ます。指定、解除、あるいは枯死について、行政とすれば非常に長い歴史があるでしょうし、
また、それなりに実績があると思うんです。ですから、今に始まったことではないというふ
うに理解しています。そこで、余り複雑にすることではなくて、今までしてきたことに問題
があれば、その辺の修正でよろしいのではないかというように考えます。もし、なければ、
そのままだっただいいのではないかという考えを持ちます。要は、多くの人にわかりやすく、
理解していただきやすいような見方、考え方でよろしいのではないかというように考えてお
ります。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。御意見として承っておきたいと思いますが、いずれにいたしましても、解除については所有者から出てくるわけですね。所有者のほうでは「枯死したので解除してほしい」と、こういうふうに出てくるのか、それとも「どうも弱ってきて、このまま放っておくと、強風が来たときに倒れて被害が出る」とか、一番所有者の方で心配されるのは、自宅側に倒れる分にはいいけれども、近隣の方に迷惑がかかるのが一番大変だし、そういうことになると、いろいろな問題が生じるので、弱った木、あるいはほぼ枯れてしまったような木、こういうものについては指定解除する、多分こういうような形で申請があると思います。ですから、それに対して、どういう理由で、結果的に枯死というふうに事務局でしたので、その辺の説明がないと、枯死という判断は植物生理学的にいうと、多分かなり難しいと思いますので、その辺の説明をしっかりといただきたいというふうに思いますし、それから、それ以外の事例で、枯死以外の場合には、例えば今出てきたように擁壁の改築といいますか、そういうことに伴ってどうしても邪魔になるのでということで、この場合は、事務局としては、できるだけ移植とか、それを解除しないで済む方法を、多分指導されていると思うんですけども、その辺もよく説明していただかないと、申請があったら全部二つ返事で、おうむ返しに解除しているのかということも、多分非常に皆さん気になるところですし、場合によっては解除申請が出てきても、区のほうで移植を検討して、場合によっては移植をお願いするとか、あるいは移植に対して何らかの手当てをするというようなことで、もし、今後もそういう形で解除の申請があったけれども、所有者の方の理解と御協力を得て、そういうのが解除しないで、さらに保護樹木として継続をお願いできたというような事例があれば、むしろそういうほうをここで説明していただくと、何となく、単に事後承諾みたいに何本指定して、何本解除したということになると、審議会の委員の方々、大変危惧を持たれるので、その辺、説明の仕方をもう少し丁寧にしていただけたらというふうに思います。

何かございますでしょうか。それでは、北村委員、お願いいたします。

北村委員 前回の審議会で、区が個人の土地に生えている保護に値する樹木を購入所有するということが可能かどうか、一遍調べていただきたいとお願いしましたが、その結論はいかがでございましょうか。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 実はこの件については、後ほど御説明するつもりでございましたが、今、御

質問でございますので、この席で御説明をさせていただきます。

前回の席で、北村委員から、いわゆる立木法という法律に基づいて、土地ではなく樹木だけ買い取るというような方法について検討してみたいかがか、というようなお尋ねがございました。御指摘のように、通称、立木法とっておりますのが、立木に関する法律ということで明治42年の非常に古い法律でございますけれども、これはどちらかということ、本来は主に林業を営んでいるような場合に、土地とは別に山に生えている木だけ譲渡したり、あるいは売買されたということからできた法律だというふうに、調べたところ出ておりました。現在、この法律を使って、例えば立木トラストのような形で、その樹木の権利を主張して、その樹木を守るというような地域の運動に発展しているケースがあるということも、いろいろな文献を見たところ、出てございました。

実際に、こういう方法が適用できるのかということについては、まだ現在、実は検討の途中でございますけれども、新宿区のみどりの条例におきましても、保護樹木を立木として区に譲渡できるというような仕組みはございます。今までにそういった御相談を受けたケースもあるんですけれども、現実的には譲渡には結びついておらなかったというのが実情です。その主な理由はと言いますと、樹木を仮に区が譲渡あるいは取得した場合に、当然その木だけではなく、その樹木が生育できる一定の土地のスペースも当然必要になってまいります。このスペースというのは、木が大きくなれば大きくなるほど広がるわけでございますけれども、この土地の部分まで、区の権利が及ぶのかどうかというのは非常に難しい部分になるところでございまして、例えば現在、先ほど、立木法というのが出た背景は、いわゆる山林の林業をやったときの樹木というのがもともとのスタートなんですけれども、新宿区に置かえたときに、宅地に生えている木ですので、宅地の活用をどうするのか、資産をどうするのかという兼ね合いが当然出てまいります。そうしたことで、もし、仮にこれを買っていただけたかどうかということ、区が土地所有者の方に働きかけた場合、その土地に別の所有者の木がありますと、後々の土地の活用にも支障が出ますし、仮に売買する際には、それが支障になるということがございます。そのあたりを説明してご理解をいただけるのであれば、可能性として、また残ってくるのかなと思いますけれども、現状では、いわゆる緑地保全地域でありますとか、特別緑地保全地区、そういったような制度の活用にあたっては、土地の所有者の皆様方と、その辺の合意ができるかどうかというのが大きなポイントになってございまして、今すぐこれが適用できるかどうか、非常に難しいのかなというふうには思っております。

ただ趣旨としては、先ほど言いましたように区の条例でも譲渡というような制度がございますので、仮にその土地を手放したときに、その樹木をどうするのかとか、後々それを移植するのかどうするのか、そういった後々の部分を含めて、今後さらに検討させていただければと存じます。現状では、まだその程度の検討しかできておりませんが、引き続き検討させていただければと思っております。

熊谷会長 北村委員、いかがですか。よろしいですか。何か御意見があれば……。よろしいですか。

北村委員 はい。

熊谷会長 それでは、今の件、大変大切な根幹にかかわるところなので、引き続いて事務局のほうで少し検討していただいて、何回も、私、申し上げているんですけども、新宿というのは、保護樹木1,000本ぎりぎりのところで、1,000本を切ったら、特別区の中でもかなり厳しい状況ですので、ぜひ1,000本を切らないように、というふうをお願いをしているわけですが、そういうことから考えてまいりますと、この保護樹木制度も今のように微妙な、土地の売買とか、あるいはそれ以外のいろいろな用途を変えたときに、どうしても樹木を伐採してしまうとか、あるいは最善でも移植に耐えれば移植できるということなんですが、今後は、例えば樹木は伐採しても、次の新たな土地利用のときに、それに同じ樹木でなくても、代償の木を必ず植えるとか、同じ木ではなくても多少、樹齢の小さな木であっても、できれば同じ種類の木を必ず植えることにして、それが数年たつと、もとのみどりの回復に同じような機能をするとか、そういう観点で、このみどりの大樹木等についても抜本的に考えていただいて、どうしても切らないかというような、そういう話では、いずれこの制度の限界を超えることはできないと思っておりますので、この状況でこれから行くとする、代償といいますか、そういうようなことも考えていただけるといいと思っておりますので、そういうことを考えていただくと、例えば今の問題も、旧木を何らかの形で補償するときに、そのものの木ではなくて、新しい木で、新しい植栽によってそれを担保するとか、そういうことになると大変将来いいのではないかと思いますので、そのことも含めて検討していただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

◎みどりの基本計画の改定について

熊谷会長 それでは、次の審議事項でありますみどりの基本計画、みどりの配置方針の見直し、

重点的な取組みについて審議を進めてまいりたいと思いますので、事務局より御説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの基本計画の改定について御説明を申し上げます。

現在、新宿区のみどりの基本計画につきましては、昨年来いろいろ御意見をちょうだいいたしまして、前回までに基本計画の素案といいますか、たたき台の部分の御議論をちょうだいしたところでございます。その中で、今後重点的な施策の取組み、あるいは見せ方についてももう少し工夫をさせていただいて、御提示をいたしますというお話でございました。この間、私どもでいろいろ検討した部分について御説明をさせていただければと存じます。

今回、いろいろ議論をした中で、大きく今回、御提案をさせていただきますのが、まず1点目は計画の骨組みがわかりやすい、よくわかるようなランドデザインとしてマップを作成したということでございます。

また2点目といたしまして、計画の目玉となるような重点的な取組み、つまりこれまでの10年間の計画何が大きく変わったのか、何を大きく変えていこうとしているのかというようなことを具体的に検討、調整を行ってまいりましたので、本日、御提案をさせていただきたいと存じます。

なお、このみどりの基本計画の改定の今後のスケジュールでございますけれども、本日、重点的な取組みについて御説明をさせていただきまして、御意見を伺って、その後、10月中旬ころから、パブリックコメントということで区民の皆様の見解をお聞きするというスケジュールを考えてございます。その後、また調整用の改定素案の冊子ができました段階で、委員の皆様にもお送りいたしまして、改めてまた御意見を伺う予定でございます。

それでは、資料3と4を御覧いただければと存じます。まず、パワーポイントのほうでランドデザインのマップがございますけれども、これまでの計画を前回までお話しさせていただきましたけれども、3つのみどりの配置方針ということで、商業・業務地のみどり、あるいは住宅地のみどり、生き物を育むためのみどり、ということを新宿区で策定いたしました総合計画に示された将来の都市構造を反映して1つの絵に集約して、前回まで御提案をさせていただいたんですけれども、これを、より区民の方にわかりやすいように、将来どういうみどりをイメージしているのかというのを考えまして、今回ランドデザインマップという形で再構築させていただきました。

まず、1つは、「水のみどり環」ということで、こういった形が基本構想にも出てございますけれども、水のみどりの環を大事にしていくということです。これは新宿区の外周に沿

った神田川、妙正寺川、外濠、明治神宮の外苑や新宿御苑のみどり、こうしたものを「水とみどりの環」として、水に親しめる空間や自然を感じることでできる連続したみどりを形成していきたいということでございます。

次に、「七つの都市の森」ということで、新宿の中央公園ですとか、戸山公園の周辺、落合の斜面緑地、早稲田大学の周辺、明治神宮の外苑、新宿御苑、こうした7つのまとまったみどりを「七つの都市の森」と位置づけておりままして、この保全と拡充を進めていきたいというふうに思っております。

そして、もう一つが「風のみち」ということで、明治通りと新宿通りにつきましては、七つの都市の森を結ぶような位置づけにもなっておりますけれども、そういった幹線道路の街路の充実を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

2つ目は、みどりの軸の形成ということでございます。今、申しました明治通り、新宿通り、こうした「風のみち」というふうに都市マスタープランで位置づけられてございますけれども、こうした部分に加えて、幹線道路、これもマスタープランなどで「緑陰豊かな街路樹空間」ということになっているものの中で、主だったものを抜粋したものでございますけれども、こういった比較的広い通りを緑量ある街路樹整備をしたり、あるいは先般、立派な街路樹運動ということの中で街路樹管理指針ということ、なるべく今ある街路樹を大きく育てていこう、そのための管理手法について指針を策定したところでございますけれども、そうしたものに基づく剪定管理を行っていく。また、これらの道路の沿道部分の建物の壁面後退、こうしたものを誘導して行って街路樹の生育空間を創出していきたい、あるいは沿道敷地の緑化などを進めて、都市のみどりの軸をつくりたいという考えでございます。

3つ目はみどりのモデル地区の策定でございます。まず、みどり豊かな住宅が多数を占めておりますけれども、一方で開発等による緑被の減少が多い落合地区については、みどりの保全モデル地区というようなモデル地区に指定をいたしまして、今あるみどりの保全を進めたいというふうに考えてございます。具体的な、こういった手法をとるイメージについては、後ほど担当のほうから詳しく御説明をさせていただければと思います。

次に、比較的まとまったみどりの少ない筧町、榎町地区、こちらについては、公園も少なくなっておりますし、建物の敷地も余り大きくないということで、まとまったみどりが少ないわけでございますけれども、こういった地区で緑化を推進していく。そのためには、後ほど、これも説明いたしますけれども、例えばみどりの協定などによります沿道の緑化、こういったものを進めたいなというふうに思っております。

また、もう一つのモデル地区としましては、建ぺい率が高く、なかなか空き地のない、いわゆる新宿駅の周辺地区でございますけれども、こうしたところについては、屋上緑化、あるいは壁面緑化などを積極的に推進していく、そういったことでモデル地区に指定して、そういうものを進めていきたい、というふうに考えているところでございます。

また、一方、黄色く塗った落合地区のこの部分でございますけれども、個人で所有されている、新宿区で保護樹林という制度もございまして、余り数はないんですけれども、保護樹木に指定されている、個人で所有されている保護樹林が、この地区に、どちらかというところ集中してございます。こちらについては、何とか樹木の保護強化をするためにも、地域的な取組みを進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上が、みどりの配置の改定案でございます。

続きまして、グランドデザインマップを1枚めくっていただきまして配付資料4、こちらになりますけれども、御覧いただきければと思います。これまで、4つの方針と14の施策、22のアクションプランということで提案をさせていただきました。みどりを守る、みどりをふやす、あるいは特色のあるみどりをつくる。啓発と仕組みづくり、この4つを方針に掲げまして、その下に14の施策、さらに22のアクション、そして各アクションの内容の流れをまとめたものでございますけれども、ここでその計画を一層具体化するために、このアクションの中から当面の期間で重点的に取組んでいくもの、こちらの表の後ろの太字で掲げてございますけれども、こうしたものをピックアップして取組んでいこうというふうにしたところでございます。

こうした重点的な部分に取組むんですけれども、この取組みを、さらに一層、具体的にかつ有効に取組むにはどうしたらいいだろうということを考えまして、今回、戦略的に少し取組みを掲げていってはどうかということでございます。

資料4の裏側、一番後ろのほうA4の横書きになっている図を御覧になっていただければと存じます。先ほど御説明しましたように4つの方針から14の施策をつくり、22のアクションということでございますけれども、このアクション、先ほど申しましたように、重点的な取組みということで掲げたわけですが、これを展開していくためには、項目にメリハリをつけて、重点的にある程度打って出る必要があるのではないかというふうに考えました。そのため、これは私どもで考えた5つの戦略を定めまして、それに基づいて重点的に取組みを進めていったらどうかということで、今回、御提案させていただくものでございます。

そうした中で、戦略の1番目として、都市にみどりの軸を創る。これは先ほどグランドデ

サインのところでも申し上げましたけれども、風のみちの沿道ですとか、緑陰豊かな街路、こういったところを中心に、樹種や路線に応じて大きく育てていく、剪定管理ももちろんでございましてけれども、いろいろな街路樹空間を創出していく工夫をしたいというふうに考えてございます。

戦略2といたしまして、宅地のみどりを守り育てる。先ほど、保護樹木の取組みについて、会長からもいろいろ御提案がございましたけれども、例えば特別保護樹木制度を創設して、今までの保護樹木より、より手厚い区の支援をしてはどうか、あるいは例えば地区計画などを活用する一方で、みどりの保全モデル地区を指定して、一定の制限をかける一方で、区のほうの支援策を充実させる、そのような取組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また戦略3としまして、新宿らしいみどりをつくる、ということでございますけれども、みどりのカーテンの普及ですとか、屋上緑化、壁面緑化、あるいは花いっぱい運動とか、そうしたものを推し進めたいというふうに考えてございまして、その1つの例としては屋上緑化推進モデル地区の指定なども考えているところでございます。

また、戦略の4といたしまして、拠点となるみどりを充実するというところで、既に第一次の実行計画にも掲げてあるものでございますけれども、区民ふれあいの森の整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出、あとは区民ふれあいの水辺ということで、これは具体的に言いますと、例えば外濠などを想定してございますけれども、そうした水辺空間を活用してはどうか。あるいは魅力ある身近な公園づくりということで、基本計画を定めまして、今ある既存の公園を有効に活用していきたいというふうに考えております。

戦略5といたしまして、公共施設で先駆けてみどりをふやすということでございましてけれども、これについては率先垂範ということを考えてございます。前回、お示しをしましたように、当面10年間の計画の目標としましては、緑被率1%アップということを掲げさせていただいて、将来的、今世紀末には25%というような、かなり高いハードルの目標を掲げさせていただいております。そうしたこともあって、せめて区の施設については、今後、新設あるいは大規模改修をする際には、その目標値である25%の緑被率を原則として実施していこうではないかというようなことを、今、考えているところでございます。

また、例えば区道の交差点部に高木、シンボルツリーとなるような高木が植えられないか、あるいはバス停緑化でございましてとか、区役所の前に、今、アケビとか、蔓性植物の棚がございましてけれども、ああいったものを区の出張所とか、前に歩道のあるような施設では、そ

ういうものも積極的に導入していきたい。また、国や都についても、なかなか強制ということはいかないでしょうけれども、区のこうした事情をお話しする上で御協力を要請していきたい、そういうようなことで考えていきたいというところでございます。

細かい戦略につきましては、また担当のほうから詳しく御説明申し上げます。

事務局 担当の依田と申します。よろしくお願いいたします。

今、映していますのが「重点的な取組み」の展開の体系図です。今説明のありました5つの戦略の体系を示したものです。

それでは戦略の1「都市にみどりの軸を創る」の3事業です。道路空間のみどりの充実、河川のみどり化、「風のみち」「緑陰豊かな街路樹路線」を対象とした街路樹空間の創出です。

まず、道路空間のみどりの充実です。こちらの下に「前計画から新規」と表示しておりますが、前の計画にはありませんが、区の実行計画等で現に事業を始めている事業という意味で記入しております。また、「拡充」と書いたものは、前回の計画からあるものの拡充という意味です。「新規」はこれから新規に取り組んでいく事業という意味でつけております。

この写真は区道のボリュームのある街路樹の様子です。まず、「りっぱな街路樹運動」ですが、街路樹管理指針に基づき、大きく育てる剪定管理を引き続き実施いたします。また新宿のシンボルになる大きな街路樹のある道路空間、「新宿グリーンシンボルロード」を目指し、緑量のある街路樹を整備していきます。また、東京都が「みどりの東京10年プロジェクト」ということで、街路樹を100万本に倍増する計画を打ち出しておりますので、こちらと連携した街路樹整備も行ってまいります。

次は河川のみどり化です。現事業、「みんなでみどり公共施設緑化プラン・護岸緑化」の拡充の推進です。神田川の護岸緑化、相生橋から豊橋まで、西新宿から西早稲田までになりますが、こちらを実施いたします。護岸緑化につきましては、小学校と連携しまして、毎年200m程度、このような緑化を実施してきました。今後は植栽帯のある場所を中心に、残りの約3kmの区間の緑化を実施していきたいと考えております。

「風のみち」「緑陰豊かな街路樹路線」を対象とした街路樹空間の創出、新規事業です。こちらはイラスト化しましたが、現在の状況では、宅地と道路、それぞれの敷地内で緑化しておりますので、街路樹も敷地内の緑化もこじんまりとしたものになってしまっております。これに対しまして、まず壁面を後退させて宅地の高木の植栽を誘導したり、壁面を後退させて街路樹の樹冠を広げる空間をつくり出して、将来の図のように、みどりのボリュームのあ

る街路をつくっていかうという事業となります。

みどりの軸の重点路線を指定し、そして沿道の建築物の壁面後退を誘導し、街路樹の生育空間の創出を図ります。この手法としましては、まず緑化計画書制度による沿道の高木植栽の誘導、また東京都が開発等で、みどりをたくさんつくと容積を緩和する環境軸の制度を現在見直し中で打ち出しておりますので、こちらを活用して沿道の緑化を進めること。そのほか、沿道の地区計画による壁面後退の誘導や、沿道につくっていただいた緑地を土地所有者の方と協定を結んで、区が管理する等の仕組みを検討していきたいと考えております。

戦略の2「宅地のみどりを守り育てる」の3事業です。保護樹木制度の拡充、落合地域のみどりの保全、笹笥地域のみどりの推進です。

これは地域のランドマークにもなっております立派な保護樹木の様子です。まず、特別保護樹木制度の創設です。地域のシンボルとなる樹木を特別保護樹木に指定していきます。特に新宿区は、今年7月に景観行政団体になりましたので、景観重要樹木ともあわせて特別保護樹木を指定し、維持管理を新宿区が実施することも検討していきます。

次に、保護樹木への支援の実施です。個人住宅に限定しまして保護樹木の移植支援、保護樹木や樹林の所有者を対象に、落ち葉の区による回収と処分の実施を検討していきます。

樹林地の保護です。個人が所有する保護樹木の保全を図ります。特に特別緑地保全地区に指定し、将来はみどりの基金で樹林地を取得することも検討していきます。また、東京都が民有地のみどりを守るために、「緑を確保する総合的な方針」の検討を今年度から始めました。こちらに新宿区も提案し、制度の調整を図っていききたいと考えております。

落合地域のみどりの保全です。落合地域は、このように立派な樹木や生垣が残る、みどり豊かな住宅地ですが、近年、開発により多くのみどりが失われております。

保全のための、まず地区計画の活用です。みどりを保全する地域計画の策定を推進いたします。例えば環境形成型地区計画などを活用しまして、道沿いの生垣化、敷地の緑化率のアップを図ってまいります。

また、みどりの保全モデル地区の指定の検討をいたします。こちらはみどりの条例第24条に規定されている制度です。地区計画の地域とあわせてみどりのモデル地区を指定していきます。モデル地区内では生垣助成の対象や助成単価のアップ、緑化計画書の対象を250㎡から200㎡に引き下げたり、今ある大きな木の面積を有利に算定できるなどの制度の見直しを行い、みどりを保全していきます。

笹笥地域のみどりの推進です。笹笥地域は住宅地が多い地域ですが、まとまったみどりが

少なく、緑被率としては低い傾向を示しております。

これは御自宅の前を花とみどりでとてもきれいに飾っている住宅の様子です。この地域にはみどりの推進モデル地区を指定いたします。生垣助成とともに地域をお花で飾るみどりの協定の要件の拡充を行いまして、また緑化計画書制度での生垣や高木の算定を有利にし、生垣や高木の植栽、草花による緑化を推進いたします。

戦略の3番「新宿らしいみどりをつくる」の4事業。屋上緑化、壁面緑化の推進、新宿花いっぱい運動の推進、ビオトープ地域拠点の設置、屋上緑化等推進モデル地区の指定です。

まず、屋上緑化、壁面緑化の推進です。

こちらは、家の壁面をツル植物により緑化している大変見事な、きれいな壁面緑化の事例になります。

まず、みどりのカーテンの普及です。ゴーヤやヘチマなど1年草による壁面緑化、通称「みどりのカーテン」の推進です。今年から関係の部署で区民モニターを募り、苗や栽培セット、網などを配り、推進しております。このモニターの規模増を図ってまいります。また、今年から個人の住宅を中心に屋上緑化、壁面緑化の工事費の一部助成の実施を行っております。こちらを引き続き実施するとともに、民間の大規模な「みどりのカーテン」の設置に対しても助成を図っていきたいと考えております。

新宿花いっぱい運動の推進です。みどりの少ない商業地域を中心に、区が道路空間に写真のようなハンギングバスケットなどを設置し、維持管理は地域の方と協働で行ってまいります。この事業は去年から実施を開始しております。年間20基の設置、そして管理を目標に進めております。

ビオトープ地域拠点の設置です。区民の身近な場所に地域ごとに拠点となる規模のビオトープを地域の環境活動、環境教育、活動と交流の場として、2年に1カ所程度、設置していきます。この事業には今年度から着手しております。写真は新宿中央公園につくりました、地域拠点ビオトープでの地域の活動の様子です。

屋上緑化等推進モデル地区の指定です。こちらが条例第24条のモデル地区です。新宿駅周辺の商業、業務系の地域にモデル地区を指定していきます。写真は伊勢丹の大規模な屋上緑化の例です。屋上の助成の要件の拡充、また緑化計画書の中で屋上、壁面緑化を評価し、屋上壁面緑化を推進誘導してまいります。

戦略の4の4事業、区民ふれあいの森の整備、玉川上水を偲ぶ流れの創出、区民ふれあいの水辺の活用、区立公園の整備・拡充です。

区民ふれあいの森の整備です。区立おとめ山公園の周辺を用地買収いたしまして拡張し、区の自然のシンボル、全区民のための区民ふれあいの森として、整備・運営いたします。現在用地交渉に入っております。

玉川上水を偲ぶ流れの創出です。新宿御苑の散策路に水の歴史的シンボルとしまして、区民の憩いの場として、区民参加で、この絵のような水の流れと遊歩道を整備し、自然環境の再生を図ってまいります。現在、設計を進めているところでございます。

区民ふれあいの水辺の活用です。歴史と文化のシンボルとしての外濠の史跡を親水空間として活用してまいります。外濠を区が譲与を受けまして、水質の浄化や利活用を図ってまいります。

区立公園の整備拡充です。魅力ある身近な公園づくりの基本計画で、公園の配置、再整備の方針、地域との協働による管理方針を策定しまして、今後の公園整備運営の指針にしてまいります。この事業には今年から調査に着手しております。

最後の戦略の5番です。「公共施設では先駆けてみどりを増やす」の3事業。区有公共施設の緑化の促進、区道での緑化の推進、国、東京都の公共施設の緑化の促進です。

区有公共施設の緑化の促進です。これは区立の小学校の校庭の芝生化を行った様子です。区有公共施設の新設、建替えに当たりましては、このみどりの基本計画の中で、緑被率の将来目標として掲げおります緑被率25%の達成に向けまして、緑被率の原則25%の実施を目指すという区の姿勢を打ち出してまいります。また新設、建替えの小学校、中学校では必ず屋上緑化、壁面緑化を実施してまいります。

区道での緑化の推進です。区道の交差点などのスペースのある場所には、区道でもシンボルツリーの植栽を行ってまいります。

また、この写真は区役所前のアケビやノウゼンカズラなどの、みどりの棚の写真です。区道にこのような棚づくりや、バス停のツル植物による緑化を進めてまいります。

国や東京都の公共施設の緑化の促進です。国や東京都の施設の新設、建替えの際にも緑被率25%の緑化を働きかけます。また都電の軌道敷の緑化も働きかけていきたいと考えております。写真は東京都の都税事務所の壁面緑化の実施の事例です。

「みどりの重点的な取組み」についての説明は以上となります。

熊谷会長 ありがとうございました。

以上、事務局より、みどりの基本計画のみどりの配置方針の見直し、それから重点的な取組みについての説明がありましたが、ここで御質問や御意見を承りたいと思います。なお、

なるべく多くの委員の方々の御意見を伺いたいと思いますので、御発言はできるだけ簡略にお願いしたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、どうぞ、御意見、御質問。土屋委員、お願いいたします。

土屋委員 いろいろな形で網羅する計画で、大変すばらしいと思うんですけども、例えばそういう形でみどりがふえていくと、見ていると、剪定であったり、肥料であったり、維持管理コストがかかってくると思うんですけども、例えばこの10年間で目標どおり、緑化というものがなされたとしたときに、今まではイニシャル的なコストで予算を計上されていたと思うんですけども、実際にこの維持のコストがどのくらいの金額になっていくのかということを試算されたのかどうか。その場合は、逆にいうと、今の予算の中でのイニシャルコストと保全のコストの比率からすると、どのような形で変化していくのかを教えていただければと思います。

私が危惧したのが、ああいう形でいろいろやられると、多分ふやすことに関しては、すごく攻めていくんですけども、それを維持することがされなくて、校庭の緑化か何かも実際にお金をかけてやりました、ところが5年たったら、実際は減ってきましたと。つくることに関しては、区のほうがお金を出すんだけど、それを維持することはそのエリアの方がやってください、ボランティアでやってください、自発的にやってください、というような形だと、多分どんどん、どんどんお金を使うんですけども、実際はそれが残っていかなくて、ふやそうと、減らそうとあんまり変わらないような状態ができるんじゃないか。そういう意味でちょっと心配があるものですから、維持に対するコストというのをどういう形でシミュレーションされていて、どういう形で予算を計上されていかれているのか、そういう試算がされているかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

熊谷会長 事務局、お願いします。

みどり公園課長 今のご質問、公共施設の緑化という考えでのお尋ねでよろしいのでしょうか。

土屋委員 いろいろな形のものがあると思いますので、例えば新宿区の都税事務所の壁面緑化をやりましたというのは公共施設だと思いますし、あるいは学校の校庭なんかも多分そうだと思うんですが、そのボーダーにあるような、道路に面していて、民家で、それが壁面緑化するけれども、実際に民家の所有であったり、ケース・バイ・ケースで、今、お話しされたのも公共施設で民間のことと同じだと思うんですけども。

みどり公園課長 公共施設については、実はすぐさま25%その部分が行くとは想定してございませんで、今後、大規模な改修、修繕に合わせてということでございます。したがって、

正直に申しますと、具体的に維持管理費がどの程度上がるかという細かいところまでは詰めてございません。それぞれの施設を設置している区内の担当セクションに対しましては、こういうことで協力をお願いしたいという話はしているところでございます。

先ほど、ちょっとお話にございました、例えば校庭の芝生化。実は校庭の芝生化なども、学校関係のところと協議をしている部分がございますけれども、学校の校庭の全面芝生化というのは非常に難しいというのか学校関係の意見でございます。

そういった中で、25%確保するのは、確かに学校関係なんかからいきますと、25%確保するためには校庭を芝生化するとか、校庭を緑化するというのが一番近道だろうとは思いますが、なかなかそれが難しい状況にございますので、例えば屋上緑化であるとか、壁面緑化、そういった部分で、どちらかというところと余り維持管理費が大きくなるかからないような、みどりの部分で何とかカバーできないか、そういうあたりについては、これから相談をしようということになっておりますし、そういった方向を少し進めたいなというふうに思っているところでございます。

また、国とか都の施設等々についても、これはあくまでお願いでございますけれども、そうした中で、維持管理が余り過大な負担にならないような手法についてお願いをしていきたいというふうに思っております。

一方、先ほど、民間の、例えば壁面緑化等々について、でございますけれども、これについても、実は規模が最終的にどのくらいになるかというところの細かい部分ではなくて、当面、これから1年、2年、どのくらいの規模で出てくるのか、それを見極めながら、予算のアップ分についても計上していきたいというふうに思っているところでございますけれども、当面、現状の部分に幾らかの上乗せをする程度で、この1年、2年は推移できるのかなという見込みでいるところでございます。

熊谷会長 よろしいですか。

土屋委員 最後に要望なんですけれども、今まではみどり行政をされてきたと思いますので、イニシャルにお金をかけて、実際に維持にお金をかけなかったから、それが衰退していったもの、それから例えばイニシャルにお金をかけると、いわゆる民間であったり、施設の会費でそれが維持されていったもの、それを分析していただいて、イニシャルをかけても維持されないものに関しては、ちゃんと保全の費用も予算化していく。もし効果的に、例えばイニシャルをかければ保全は民間とか維持団体がやってくれるものがあるのだったら、それを効果的にお金をつけていく、そういう形で予算をちゃんととって、今までのものを振り返って

分析されて、やっていただきたいなと思います。

熊谷会長 それでは、吉川委員、お願いいたします。

吉川委員 大変立派な御計画を達成いただきまして喜んでいる次第でございますが、最近、外濠でございます。この外濠は森と水辺を結ぶ環ということで、将来の計画にあるそうでございます。また、神田川もそうでございますが、外濠の周辺のみどり、あるいは神田川の水質、これについては、今までもたびたび手を入れたというお話を聞いております。しかし、外濠につきましては、水質の浄化、保全というお話を聞いておりません。そのためわかりませんが、最近、あそこのお濠は千代田区と、新宿区とに分かれておりまして、JRの駅が千代田区寄り、地下鉄も千代田区寄りの駅がございまして、区民はお濠を渡って住宅地へ入らなければなりません。そういうことで、散歩するとか、そういう鑑賞とは別に、お濠というのは大変重要な位置を占めているわけでございますが、特にことは猛暑が続いたせいかと思うのですが、あそこを通行する人たちから、「お濠がにおう。下から悪臭が込み上げてくる」と。風向きにもよると思うのですが、これを何とかならないのかというお話をたびたび聞きます。大変すてきな森と水辺のプランでございますが、それはそれといたしまして、差し当たって、それとは別に、お濠の、そんなにきれいに浄化というところまで行かなくても、せめて区民が通行するとき、悪臭の嫌な思いをしないで済む程度の水質の保全、浄化、そういうことについてはお考えがあるのか、お聞きしたいと思うわけでございます。

熊谷会長 今の点について、事務局、いかかでしょうか。

みどり公園課長 実は神田川については、先ほど委員のお話ございましたように、これまで落合の下水処理場、今、水再生センターとっておりますけれども、その再生センターで昭和62年ころ、高度処理が始まってから、神田川の水についてはかなりきれいになってきております。今、神田川の水が汚くなるのは、大雨が降ったときに下水道が処理し切れなくなったもの、オーバーフローした分を希釈して川に放流している。その大雨の直後に水質が落ちるというようなことがございますけれども、以前に比べれば、大分きれいになってきたというのは委員の御指摘のとおりでございます。

外濠については、確かに私どものほうにも、夏場、アオコがわいて非常に臭いというような御意見はちょうだいしてございます。ただ、今、委員、お話しになりましたように、現在は千代田、新宿、港の3区にまたがっている部分でございますが、現在はまだ国の所有になってございます。これを何とか、まず区が取得をする、区が譲り受けて、区が積極的に管理をしていくということが、まず必要なのかなというふうに思っております。

水質については、実は非常に頭が痛い問題でございまして、かつて実験的にソーラーを使って、あそこに空気をぶくぶく入れる、エアレーションをして少し浄化ができるかというような実験を東京都がしたようなケースがございましたけれども、どうもあの程度ではうまくいかないという結果が出てございます。今後、区のほうで管理をするようになった場合、今、いろいろな微生物を使って、水質を浄化する方法なども出てございます。そういった部分で何とか多少は改善できるのか、あるいは水を補給しなければいけないのか、そういったことについても、今後、工夫をしながら取組んでいきたいなというところでもございまして、現在の段階では、今後、工夫して何とか取組んでいこうという、そういう決意表明といたしますか、そういったところでございますので、御理解をいただければと存じます。

熊谷会長 ちょっと私からなんですけれども、国の所有の外濠、国有地になっているんですか。その譲渡と、先ほども御担当の方からも譲渡を受けて、というような話がありましたけれども、それはかなり実現性が高いことなんですか。あるいは3区にそれぞれ分割して譲渡する、新宿区がどのくらいとか、その辺の具体的なところを、もう少しお聞かせいただければと思います。

みどり土木部長 すみません、私のほうから……。

外濠については、今の法律上は法定外公共物ということで、河川法の適用を受けない水辺という位置づけになっています。法定外公共物については、地方分権一括法の関連で、区市町村に移管をするという原則が打ち出されていますので、かなりの部分が既に移管を受けています。外濠についてはちょっと残っているので、ただ、そこについても移管を受けるという前提になっていますので、そこについて鋭意、東京都と3区、千代田、新宿、港で協議を進めているというところなんです。条件が整い次第、譲与を受けて、新宿区がみずからの責任と権限で、よりよいものにしていこうという考えを持っているところでございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問……。それでは、高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 今、たまたまお話が出ているお濠のところなんですけれども、そこに実はオリーブが植えられているんですね。それで、10kgくらい実がなるんですけれども、だれも処分をしていない。鉄柵は乗り越えられないようになっていますから、私たちも見ただけになっているんですけれども、そういう意味で、意外な盲点がいっぱいあって、新宿区を代表する、あるいはシンボルになる木を何にするかというような話のときも、恐らく非常に難しいのではなからうかと。

何回もこだわって申しわけないんですけども、例えばきょうの場合でも、サクラというのと、ソメイヨシノというのと、ヤマザクラというのが出てくるわけです。もう私はこだわられませんけれども、質問を受けたときに、区役所ってこんなレベルなんだと言いたくないわけです。こういう委員会もあります。ただ、私もそれをどう決めるかというのは簡単ではないなということで、今はちょっと戦いを交えないようにしているんですが、もう一つだけは、木の場合に何本という言い方をずうっとしていらっしゃいますけれども、ブッシュ状の場合は株になっている場合が多いんです。実はこれはマスコミの人たちと大分やり合いましたけれども、結局、全部「本」で統一すると言っているながら、実はチューリップなど「株」と呼んだりして、その辺は一致していませんけれども、新宿区というのは、私は先進的な区だと思っていますので、一度、大事な話のときに、つまらんことを、ということになるかもしれませんが、どこかで小委員会ですらそういうことも検討していただけないかなという、幾つか問題がございます。

基本的には、新宿区らしい木を何にするという点は、この会合の一番初めのころに、新宿区のもともとの木というのはツツジだったということで、ツツジにしたらということをお提案したんですけども、それこそ本といえるほど大きな木になるわけではないので、今さら、そこへ無理に持っていく必要はないかなと。これは、それこそ優秀な方々のお知恵をおかりしてやったらいいのではないかと。

それから、安易な方法としては、今、いろいろなところで騒がれるハンカチの木であるとか、目薬の木であるとか、あれは早くからやっている林業家や何か結構全国にいらっしゃるわけで、そこから少しまとめて、どこかの地域に、どこか1カ所だけでも植えれば、全体に新宿区のことをマスコミに取り上げられるだろう。マスコミに取り上げられるのが必ず一番いいとは思いませんけれども、一般の方々に興味を持っていただく、こういう立派な資料とは別に、マスコミで意外なことを取り上げて、へえ、ハンカチの木って、新宿御苑にしかないと思っていたら、新宿区の普通の公道にあるんだ、というようなことで興味を持ってもらえるために、その辺のレベルまで組み入れていただいたらどうかと。

最後にいまひとつ、ビオトープというのも、実際にやってみると非常に難しい問題がありますが、ひょっとして新宿区に、あるいはお知恵をかしてくれるか、お力をかしてくれる方がおって成功すれば、これは全国レベルになると思うんです。私はとても難しいので、プライベートにしかやっておられませんけれども、でも、これも壁面とは別の意味で、将来性があると考えています。

いろいろ言って申しわけありません。

熊谷会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見で、かつ具体的な御意見ですので、ぜひ、事務局のほうで御検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにどうぞ、御質問、御意見、お願いいたします。では、まず、北村委員にお伺いして、それから秋山委員、お願いいたします。

北村委員 街路樹の話が出ましたが、やや長期的な観点から、私の意見を申し上げたいと思います。日本の都市の街路樹、特に東京の街路樹の醜さ、樹形の汚さは、残念ながら世界一ではないかと思うのですが、なぜそういうことになっているかということを考えますと、第一の大きな理由は、頭上にクモの巣のように電線を張りめぐらせているので、それに触れないよう枝を切り落としてしまうということが、樹形を乱すことの第一の原因だと思うんです。これは気の長い話かもしれませんが、世界じゅうの都市がやっておりますように、電線を地下に埋蔵するというのが唯一の解決策だろうと思うので、この点は、東京都と区と相談して、一刻も早く、そういうふうに持っていくように、区としても努力をしていただきたいと思います。

それから、第二の原因として考えられますのは、落ち葉の管理という問題がある。道路上、いっぱい落ち葉があると、交通上の問題もあるということであると思いますが、私が記憶しておりますところでは、約30年以上前だったと思いますが、千代田区の迎賓館の周辺では、オーストラリアから輸入した落ち葉の清掃車がありまして、大きなタワシのようなものが前でグルグル回りながら、落ち葉を全部きれいにしていく。それは朝、暗いうちからやっておるわけですね。非常にきれいに効果的にやっておりました。ああいうものを導入して、落葉樹の落ち葉をきれいにするということ。

それから、第三には、将来的には落葉樹というものをやめて常緑樹に変えていくというふうにすれば、まず落ち葉の問題は自然に解決できますし、絶えず緑を楽しみつつ環境整備ができ、都市の美観にも役立つだろうと考えております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。何かあれば……。

みどり公園課長 今、北村委員から、街路樹が何であんなに醜いのかというようなお話でございます。今、御指摘のように、街路樹のああいう不整形な剪定をせざるを得ない理由として、確かに、今、委員のおっしゃったように電線の問題もございます。また、もう一つには信号

器とか道路標識が見えなくなる。もっと卑近な理由になりますと、沿道の看板が見えなくなる、そういうようなこと。場合によっては、既に樹木が大きくなってビルの壁に当たってしまうというようなケースもございますので、先ほどちょっと私どもの計画の中でも申しあげましたけれども、壁面後退等を使えば、樹冠については対象に何とかできるのかなというようにも考えてございます。

ただ、電線の問題については、今後、区としても極力電線の地中化というのは進めたいと思っておりますし、先ほどちょっとグリーンシンボルロードというようにお話もさせていただいてございますけれども、実はもう新宿区は四ツ谷の駅から出ていく三栄町に通称三栄通りという道があるんですけれども、そこについては電線類の地中化と、その街路樹の整備を合わせてやっていこうということで取組みを進めてございますので、できる限り、この電線の地中化についても取組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

あと、落ち葉の処理で機械清掃ということで申しますと、実はなかなか難しいところがございますして、私ども道路の清掃を、昔、いわゆるロードスイーパーというブラシのついている自動車を走らせているケースがあったといいますか、今でもやっているんですけれども、新宿の通りは残念ながら、歩道のきわに駐車が非常に多くて、ロードスイーパーでは処理し切れずに、結果的には人力でやらざるを得ないというような状況がありますので、そういった駐車対策も絡めて、将来、そういうものでうまく効率的に清掃ができるようになれば、うまくいくのかなということで、そういうのをいろいろな施策を組み合わせればというふうに思っているところでございます。

熊谷会長 高橋委員、何か関連して、ですか。

高橋委員 先ほどの北村委員に反論で申しわけないんですけれども、私は電線のせいがないとは、もちろん言いませんけれども、非常に少なく、やっぱりとにかく日本の道路が狭いんです。もともと馬車で往復していなかった道路に、そのまま車が走っているわけですから。そういう意味で、ヨーロッパのような、あるいは欧米のような街路樹を夢見ることは、私は早くやめたほうがいいだろうと思います。むしろ、今、常緑樹とおっしゃいましたけれども、さっきのツツジが必ずしも一番いいと思いませんけれども、もっと低い街路樹でも、あるいは幅の狭いものでもいいのではないかとこのように考えております。欧米型の落葉樹の定型とした街路樹でやろうとすると、それはとても無理で、昔、日本の旧街道に松並木をつくったころは、真ん中がかごしか通らなかった、あるいは馬しか通らなかったんです。そのときの道幅からどれだけ日本は広がっているのでしょうか。私は広くなり得ないのであれば、街

路樹も欧米型のものはあきらめて、あるいはむしろ積極的に日本は新しいものを考え出して育てていくべきではないかと考えています。

熊谷会長 ありがとうございます。

根本的なところで、事務局のほうでも御意見をよく承って、検討していただきたいと思いますが、これは都市の景観の問題ですから、必ずしも緑の街路樹だけでなく、できるだけ都市計画のほうとか、いろいろなところとよく議論して、そして、そういう意味では新宿の将来の景観をどうすべきかという大きな観点から考えていただいて、多分、こういう問題というのは、ボトムアップではなかなか結論が出ないと思いますので、その辺を十分に、もう少し高い見地で検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますか。では、秋山委員、よろしく願いいたします。

秋山委員 先ほど、お濠の問題が出ていましたんですけれども、私どものほうは神田川の、この前から話が出ていた、早稲田のほうはアユの魚影が幾つ見られたという話が毎回出るんですけれども、どうして私どものほうは濁っているんでしょうか、というお話をたびたび申し上げるんですけれども、この間、大水が出ましたですね。そのときに、工事をしていた人が川を流されて死亡しましたね。あれはうちのほうまで、神田川のほうまで流れてきたんです。ボートで一所懸命探して、やっと見つかったということで、わかったんですけれども、今までは、サンシャインのほうから流れてくる水が汚れているからそうなっているんだという話を聞いていたんですけれども、あのあたりから流れてくるということが、やっとわかったんですけれども、早稲田のほうは、江戸川橋のところで増水しますと、いつも私どもの鐘が鳴っていたんですけれども、このごろ増水がなくなったんですけれども、江戸川橋のところに吸込口をつくったんですね。それで文京のほうへ流れていくようなシステムができたものですから、私どものほうの、江戸川橋から下のほうは流れてはきますけれども、量が少ないんですね。泥水になっていますんですけれども、そういった問題は、やはりお濠と一緒に、新宿だけで一所懸命みどりをととか、河川をきれいにして、壁面を飾ろうとかいう問題だけではなくて、水をきれいするには区のほうにも呼びかけて、河川のほうも、もうちょっと何とかするような方針を、文京に幾ら呼びかけても、道路上の問題とか、流れの問題を急に変えるわけにはいかなくて、それを変えるわけにはいかないと思うんですね。国のほうに呼びかけて、お濠とか、河川は、もう少し国のほうで面倒を見ていただくようなことはできないのか、ということをお願いいたしますけれども。

熊谷会長 ありがとうございます。そういうことのためにも、しっかりと新宿区のこういう

ようなみどりの計画をきちっと皆さんで立てていただいて、それをもとに国なり、都なりに協力なりいろいろな、ある意味では要望を出していけたらと思います。

ほかに何か御意見ありましたら、どうぞ。小林委員、お願いいたします。

小林委員 公募委員の小林です。先ほど、資料4について重点的な取組みを依田さんから説明していただきました。ありがとうございました。

そこで、別紙2を開いていただきたいと思います。2点ほど基本的なことを教えてください。まず1点目は、戦略3で「新宿らしい」という文言があります。この新宿らしいということについて、下を見ますと、みどりのカーテン、屋上等の緑化のこと等がありますけれども、こういうことはほかの都市でも既に実施しているような気がいたします。そこで、さらに何か、ほかに考えがあったら教えていただきたいと思います。それが1点です。

それから、2点目は、みどり行政を見ていきますと、環境行政と非常にダブる感じがするんですね。どちらかという環境行政のほうが、総論的に言うならば非常に大きい感じがいたします。みどりは狭くて奥深いというような、各論的な感じがいたします。しかし、そういうことを踏まえてお聞きしたいのは、環境行政と、このみどり行政とのすり合わせというか、話し合いというのは十分にされているのでしょうか。この2点を教えてください。

熊谷会長 事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 それでは、まず環境行政のほうをお話しさせていただきます。新宿区は環境基本計画を策定して、環境について取組みを進めてございます。そういった中で、今、委員の御指摘のように、みどりの行政と環境、非常に似通っている部分がある、というのはおっしゃるとおりでございます。例えば新宿区内に緑をふやしていけば、ヒートアイランドの減少といいますか、育成になる。あるいはCO₂の削減等につながるというようなことがございます。

ただ、非常に似通った部分がございますけれども、緑というのは単にCO₂とか、そういう部分だけのものではございませんので、似通った部分がある一方で、また違った部分もあるというふうに認識してございます。環境という部分で言いますと、例えば、今、CO₂の排出削減の問題から、新エネルギーということで、例えばソーラーパネルを使って太陽光発電をすとか、いろいろな施策も打ち出されているわけがございますけれども、変な話ですけども、私どもが屋上緑化を進めようということで、屋上にみどりをという一方で、環境施策としては、屋上には、いやいや、そうではなくソーラーパネルをつけようじゃないかというような意見も実は出ているところでございます。そうは言いながらも、それをそれぞれ

が勝手にやっているということでは何も進みませんので、我々としては現在環境セクションとも打ち合わせしながら、どのようなすみ分け、あるいはどのような役割分担を果たしていくのかというようなことについては、協議をしてございます。

ただ、みどりについては、いわゆるCO₂の問題ですとか、そういうこととは違った心理的な効果もございますし、また、違った価値もあるので、それについては、一方こちらのほうとしては、それを打ち出していくということで、重なっている部分については調整を、また違った部分については、こちらのほうの積極的な打ち出しをというようなことで進めているところでございます。

新宿らしいみどりをつくるということについては、新宿らしいみどりというのは何なんだといったときに、新宿といいますか、今、御指摘にあったように、新宿というよりも都心区といったほうがいいのでしょうか、都心区の共通の悩みといいますか、そういった部分を抱えてございます。そうした中で、何をやっていいのかというところで打ち出した戦略が新宿らしいみどりということでございまして、いろいろな制約が多い中で何をやっていったらいいのかというのは、はっきりいって、今、手探りをしている状況でございます。そういった中で幾つか打ち出してございますけれども、何かいいお知恵があれば、ぜひお教えしていただければというふうに思っているところでございます。

熊谷会長 では、斉藤委員、お願いいたします。

斉藤委員 今の別紙の2なんですけれども、戦略的なり、重点的というのに対して、担い手がだれなのかということのをちょっと整理していただくといいのかな。それで、個人としては、みどりというのは、もちろん整理されれば使うということもありますけれども、ガーデニングとか、参加型緑地管理とか、作業すること自体が楽しいし、セラピーとか、作業療法とかいろいろな効果があるわけです。ですので、区民とか、民間が、ある程度、さっき管理の話も出ましたけれども、できたみどりを管理していくこと、自分たちが管理していいんだというようなこと、そういうところに情報を流すとか、逆に壁面後退とか、電線の地中化とかというのは、どんなに区民が頑張っても、むしろ区が、都とか国とかに働きかけて、そういうことを実現していく。

それから、戦略4なんかでも、拠点をつくるといいますけれども、拠点に人が集まらなければ意味がないわけで、いろいろなグループが、いろいろな活動をしているんだけど、そういうところに横渡しの情報を区がアシストしてあげるとか、そういう意味で担い手の整理をすると、電力の省エネ化という話と、みどりというのはちょっと区別して、それは自分

たちのまちの、自分たちがある程度管理なり、それがまた楽しみでもあるというようなことなのではないかなというふうに思いました。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、藤田委員、お願いをいたします。

藤田委員 屋上緑化とか、壁面緑化のことについてちょっと質問と、それから提案ということできせていただきたいんですけども、まず、屋上緑化等でセダムとか、こけとか、壁面なんかのカウントの仕方はどういうふうにしていますでしょうか。

事務局 担当の依田です。

今年から始めました屋上緑化、壁面緑化の助成ですが、ちょっと予算が十分にとれなかったという関係もありまして、基本的に一般的なものしか要件に入れておりません。セダムとコケに関しましては、やっていたいたときの環境的な効果というところで、ちょっと？（ハテナ）の面もありまして、今の助成要件からは外しております。緑化計画書の屋上緑化の中では、セダムでもかろうじて認めておりますが、今のところ助成の要件には入れていないのが現状です。

藤田委員 今、いろいろな緑化形態が出てきておりまして、特に草本類とか蔓性のもので屋上を緑化する。それは一年草であったり、そういったことでやりますと、温熱効果だと、芝生よりも高いくらいの効果が出るんですけども、毎年、つくらなければいけない。そういうのが担保できないといえそうになってしまうんですけども、そういったものでも、毎年、ちゃんと写真なり何なりで出してもらえれば認めるとか、そういった何らかのあれがあるといいかなと思っています。実際に温度をはかってみますと、芝生よりも効果が高いというのが出てきています。

それから、もう一つ駐車場なんですけれども、都心部で路面を緑化している部分が幾つかあったんですけども、最近、調査してみますと、ほとんど芝生がなくなっている。それよりも樹木を植えたり、上に棚をつくって緑化するほうが車自体にもいい。地面ですと、車そのものが熱くなってしまうので、そんなのがちょっとわかってきまして、調査している中で、あっ、こっちのほうが効果が高いんだなというのが出てきまして、ぜひ、そういう壁面も含めまして一年草でのとか、そういう棚の部分などを緑化面積として入れていただけたらとか、そんなことをしていただけたらと、さらに普及するんじゃないかなと、ちょっと思っております。

熊谷会長 ありがとうございます。かなり具体的に細かい点までいろいろ御指摘をいただき

ましてありがとうございました。

それでは、できましたら、渋江委員、岸田委員、そして副会長の興水委員の御質問をいただきたいと思えますけれども、簡単で結構ですので、よろしくお願いします。どうぞ、渋江委員。

渋江委員 先ほどの高橋委員の質問と重なる部分があるかもしれませんが、最終的にどのような樹木にするのかというのは、どの段階で決めるのか、まず教えていただいてもいいでしょうか。

みどり公園課長 最終的にどの樹木にするのかというのは、例えば公共施設や何かですか。

渋江委員 はい。

みどり公園課長 街路樹については、私ども、それぞれの路線の特徴的な部分を植えたいというもの、あるいは連続しているものについては、その連続性を生かすというのもございますけれども、最終的に幾つか私どもで、こういう木があります、こういう特性がありますというようなものを幾つか提示しまして、地域の方とお話し合いをしながら、また地域の方が、こういう希望があるというようなところがございますので、そういったものをすり合わせて、樹木の種類については決定させていただいているというところでございます。

渋江委員 わかりました。そうすると、特に小委員会で決定するということはないわけですね。

みどり公園課長 これまでのところ、そういうケースはなかったということでございます。

渋江委員 わかりました。ありがとうございます。

先ほどのいろいろ担い手の整理とかと一緒になんですけれども、樹木の剪定の仕方も幾つかのパターンがあると思うんですね。地域住民の意見を聞いて決めていく部分、それから、私は川が特に気になるんですけれども、生物多様性等、外来種の問題等言われていますので、そういったことも入れながら考える部分、あるいはある地、ある場所で新宿らしい、新宿の郷土性を持ったような樹木を植える部分を考える、そういうような幾つかのパターンが、もし、今後可能であれば、そのようにして、その上で、住民の方と決めていかれたらいいのかなというふうに思っております。ありがとうございました。

熊谷会長 ありがとうございました。それでは、岸田委員、お願いいたします。

岸田委員 きょうのお話は相当盛りだくさんで、ちょっと絞ってお話します。

1つは戦略にも掲げられているんですが、宅地のみどりを守り育てるという項目がございます。これは前々から、私、申し上げていて、私は区民の1人なんです、ランドデザインマップという、こういう非常にいい、優れた、ある意味で長い目で見た計画をお立てにな

るのはいいんですが、多くの区民は普通の住宅街に住んでいて、日常的にみどりに接する機会が限られている。その辺を具体的にもう少し改善するような、具体的な提案があるといいかなど。きょうの御説明で見ても、笹筒地域と落合地域、比較的にもともと良好な住宅街、あるいは逆にいうと非常に劣悪とは言わないまでも、過密な場所と、非常に典型的なところを取り上げて、それを重点的にやるというのはいいんですけれども、そのほかの中間的な、よくもなければ悪くもないということが圧倒的に多いわけですから、ぜひ、そこを具体的にどういう方法でやるのか、先ほど、藤田委員から、多少、具体的な話がありましたけれども、ああいうお話も活用して、ぜひ、計画を立てていただきたいと思います。

それと、もう一つ1点は、「風のみち」というのがみどりの計画の中に入っていて、街路樹を植えて、それも大木に育てるように、建築の壁面後退も含めてやるという話なんですけど、大木なんか植えると風が通らないんじゃないかという気がしまして、これは藤田委員のほうからお話があったんですが、もっと壁面緑化、普通にまちを歩いていて、大木が植わっていないなくてもみどりを感じられるような工夫も、ひょっとしたらできるかもしれません。ぜひ、その辺、何が重要なのか、その場所ごとに求められる機能が違うわけですから、いろいろな種を組み合わせる計画を立てていただきたいなと思います。

最後に、水とか道路に関しては、当然、周りの区、あるいは都、国と協議をしないといけない、調整しないといけないという問題があるんですが、道路、区道とか都道については比較的緑化というアクションをどこのレベルでもやっているし、また、どんどんやろうとしているんですが、新宿区の脇のほうを高速道路がかすめていますよね。高速道路は非常に大きなネットワークを公団がつくっているわけで、これはぜひ道路公団、いろいろ言われていますけれども、道路公団を交えて、もし、高速道路の緑化みたいなものが全国的に、あるいは東京都の中だけでもできれば、相当な効果があるのではないかと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。それでは、興水副会長。

興水副会長 資料4に重点的な施策がたくさん並んでいて、どれもとても大事で、これを実際にやっていけば、かなり有効だと思っています。全部頑張っていたきたいんですけれども、中でも4つほど、特に新規の施策のところなんですけれども、2ページの街路のみどりを豊かにしていくという手法として、セットバックをして、壁面後退をして、そこに生まれた空間に植樹していくとか、あるいはそれを誘導するために東京都の制度を活用して緑化を誘導するとか、あるいは地区計画を活用して、これも誘導していくとかという、そういう提案があるわけなんですけれども、これはみどり課だけではない。道路、都市計画、建築、さまざまな

部局と積極的に協働しながら、あるいはこのあたりみどりはどのあたりまで頑張れるかということだと思いますので、これは大変だと思いますけれども、一番これは新宿区でやりがいがあるし、またみどりがふえそうな、有効な施策だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

それから、条例24条でやる施策、これは課でできる一番独創的な施策になると思うんですけども、具体的に何を提案するかということですよ。24条を使って独自のいろいろな制度なり、いろいろな施策を活用して、みどりを充実するんだということまでは書いてあるんですけども、具体的に何をやるかという、これこそが、みどり課で最も主体的にできる施策ですから、さらに具体的にやっていただきたいんですけども、中でも緑化計画書を提出するための基準を、250から200に小さくしたらどうかという御提案がありましたけれども、これは全部の対象について、そうしていただくといいかなと思いますけれども、これはかなり合意が得られているのでしょうか。250を200にする。

要するに規模の小さなものでも緑化計画書の提出を義務づけて、みどりの充実を図ることなんですけども、それはみどりの保全地区でもそうですし、保全モデル地区でもそうですし、推進モデル地区でもそうですし、いろいろなモデル地区でそれを全部やるということになると、これもまた、なかなか大変なんですけども、やりがいがあるんですが、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

3番目は、「新宿らしい」という話が何度も出てきました。特に住宅系の地区ですと、すぐ、落合と出るんですけども、新宿区らしい住宅地の中で、もう一つ、四ツ谷あたりを注目してもいいんじゃないかなというふうに思っています。あのあたりは、古い、かなりギョウチク化もしているんですけども、道路から入りますと、そこそこいい住宅地があると思いますので、あのあたりをもう一度見直して、都市型住宅のいいモデルとして、いい雰囲気の住宅地だな、都市型住宅地だなということ、もう一度、再評価していただくのかなということを感じました。

最後に、公共施設、区の施設、都の施設、国の施設、これについて、積極的に緑化していくんだと、これも大事で、公共が率先してやるということは大事ですからいいんですけども、では、具体的に新宿区の中にどれだけそういう施設があるのか、やれそうなところはどこかということとちゃんとリストアップして、ことしはここまでやりましたよ、何年度はここまでやりましたよ、という実績がちゃんとピシッと報告できるよう形で、ぜひリストアップして積極的にやっていただきたい。すばらしい施策の提案がありましたから、毎年、実績

報告の中で、ことしはここまでやりました、来年度はここまでやりますということで、ぜひ、示していただいて、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。どうぞ、秋山委員。

秋山委員 申しわけないんですけれども……。この、みどりの推進モデル地区の笹笥のほうなんですけれども、早稲田のほうは桜並木できれいなんです。その下の神田川のほうはほとんどなくなってしまったんですけれども、大きなマンションが建つたびに減ってしまうんですね。指定の樹木もほとんど大きなビルができたために減るんですね。ですから、建てる時には絶対に切らしてはいけないというような条件ができないものかと、私は思うんですけれども、そういう提案はいけませんでしょうか。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひますけれども。

熊谷会長 今の点については、前にも何回か御意見いただひていますし、みどりの保護樹木等については、根本的に見直す時期に来ていると思ひるので、今すぐお答えいただかなくても、今後いろいろ検討していただひて、特に基本計画ができた段階で、また全体の中での見直しも必要ですし、ぜひ、私からもお願ひしたいと思ひます。

実は時間が限られておりますし、それから、本日、御意見をいただひて、これは基本計画そのものに対して、こういう形でいいかというところについて、多分お叱りを受けるかと思ひたんですが、その点については余り御意見をいただかなかったので、御意見をいただひた細かい部分について十分検討させていただひて、最終的にパブリックコメントにかけたいというふうにお願ひしております。

私がお話を聞いていてちょっと感じましたのは、パブリックコメントにかけて、区民の皆さんに御意見をいただひていくときに、いろいろ細かい具体的なアクションとか何かあるんですが、骨太な部分がちょっと欲しいなど。つまり、みどりとかいうのは区の将来にわたつての環境資産とっていいでしょうか、都市の資産となつていく部分ですので、どこかにこの計画を推進した段階で、何年か後、あるいは100年後でも結構ですけれども、そのときにきちつと残るような、そういうものが私はあつたほうがいいんじゃないかということで、戦略1、2、3、4、5の中でも、何かそれぞれか、あるいは戦略の中で特に目玉となるような形をしっかりと、つまりもう少しわかりやすく言うと、新宿区はおかげさまで、非常に財政状況がいいので、今、ある意味では、こういうみどりの環境に対しても全区を挙げてといひますか、そういうところで、例えばおとめ山でもそうですし、土地をある程度購入できる

可能性もありますし、それからいろいろな意味で重点的に取組めるいい時期ですので、そんなことで区民の理解を得て、区民のバックアップを得て、みどりの担当なり、最終的には区長がきちっとそういう手だてを打てるような、そういうところを目指したほうがいいのではないかというふうに思います。逆にいいますと、財政条件が悪くなると一番最初にこういうところが切り捨てられますから、今こそ、私はこのみどりの基本的計画の実現性が高いんじゃないかと思います。それに対しては、できるだけ関連部局の御理解と御協力をいただかないといけないので、この点では、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それから、先ほど私も聞いていて、なるほどなと思ったんですけども、「新宿らしいみどり」、これは難しいですよ。新宿らしいみどりというのは、みどりがなくて新宿の特徴ですから、新宿らしさというのは非常に難しいので、これは先ほど高橋委員が言われたように、新しく何かをつくっていく、つまり話題提供するんだということで、それこそハンカチの木をどこかに移植するなり、ハンカチの木の街路樹をつくってもいいでしょうし、何かそういう形で、新宿らしい新しいみどりの、区民がわかりやすい、そういうのをつくられたらどうかなと思います。

そういうことを考えますと、今までいろいろ事務局で頑張っていたので、そろそろ重点的な部分とか、大事な部分、あるいは制度の改革とか、その辺については、ぜひ専門の委員の方とか、専門の方の御意見を、ぜひいただいて、先に進めていただきたいなというふうに思います。できましたら、このパブリックコメントを終わった段階で、みどりの審議会の結果をもって、区長に十分説明してもらって、わかりやすくいうと、区長部局でも力を入れてバックアップしていただくような形へ持っていけば、多分、そこである程度の合意が得られれば、逆にいろいろな部署での協力を得られやすいと思うので、どうも、最初にちょっと申し上げたんですけども、みどりの、ここの担当からだけでボトムアップしていくには非常に限界があるかと思いますが、ぜひ、審議委員の皆様のお力を借りて、いい意味でのブレークダウンというところちょっと言葉が強いですけども、全体を見て、大きな行政の中でみどりを考えていただくというようなことにつなげていただけたら、というふうに思っております。

そろそろ時間がなくなってまいりましたけれども、先ほどのスケジュールで、課長のほうからお話がありましたけれども、どのくらい余裕があるんですか。というのは、もし、委員の中で、本日の時間内ではちょっと言い足りなかったというようなことがあれば、いつごろまでだったならば御意見いただいてよろしいですか。1週間くらい大丈夫ですか。

みどり公園課長 パブリックコメントにかけるのが10月半ばを想定しておりますので、その資料をつくるということだと、2週間程度は十分でございます。また、パブリックコメントをいただいた後も、それを受けて、また修正といたしますか、行っていくしますので、それ以降でも、また御意見をいただければ修正ということは可能でございます。

それでは、9月いっぱいということをお願いできますでしょうか。

熊谷会長 きょう、お示した資料をすべてこの短い時間の中で目を通していただくというのも大変でしょうから、無理な部分もございますので、ぜひ、今申し上げました委員の方々のお力が区の行政に直につながるというふうに、私も考えておりますので、お気づきの点があれば、ぜひ、事務局のほうへ、今月いっぱいいろいろ御意見をいただけたらというふうに思います。

それでは、もし何か御意見がまだあるということであれば……。高橋委員が挙手されてますが、よろしいですか。では、高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 ご存じの方も多いと思いますがけれども、新宿駅のそばに高野という果物屋さんがあって、あそこのお店は再興するときの一部土地を削ってケヤキを植えたんです。営業に関してはわかりませんが、ところが、跡形もなくなってしまったんですよ。それは、ケヤキがこの木だからということだけで植えても、地味で、だれも注目もしてくれなければ、話題にもしてくれないということで、オフレコで言うと、せっかく先代がおやりになったけれども、次の代で跡形もなくなっちゃうんですね。一般の方々のどこかに引っかかるようなものが新宿らしいというものを選ぶときの1つの基準ではないか。全部である必要はなくて、ほんの一部どこかにそういうものがあればと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

岸田委員 9月いっぱいのコメントというのは、この2つの資料に関するものでございますか。

熊谷会長 9月いっぱい、この2つの資料に関して、パブリックコメントにかける際に留意すべき点とか、あるいは抜けている部分とか、間違っている部分とか……。それ以外については、常に御意見いただいて結構ですので、1年じゅう、いつでも開かれていますので。何回か前に、多分、北村委員からだったと思いますが、回数が年に数回とかないのと、それから手間がかかるので議事録が大変時間がかかってしまうので、委員の中には大分消化不良といたしますか起こされる、ちょっと歯がゆい思いをされている委員の方もいらっしゃると思いますので、これは私が責任を持ちますので、常に、いつでも事務局へ御意見を寄せていただ

きたいと思います。それをどうするかは、私にお任せいただいて、いつでも御意見いただけたらと思います。事務局、そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ありがとうございました。

◎連絡事項など

熊谷会長 最後に、その他連絡事項に移らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

みどり公園課長 それでは、次回の審議会を開催ということでございます。先ほど申しましたように、10月半ばからパブリックコメントをかけて、それで出た意見を踏まえて、またこの計画の修正を図りたいと考えてございます。その後に、本審議会で、また御議論ちょうだいしたいと思っておりますので、次回の審議会を開催予定は、12月ころの開催を予定してございます。また、改めて委員の皆様には御通知申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎閉会

熊谷会長 ということでございますので、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

みどり公園課長 ありがとうございました。

午後3時19分閉会